

政策会議付議事案書 (令和5年12月6日)

提案課名 財政課 戸籍住民課  
 報告者名 小山田範人 鈴木美紀

事案名	秦野市手数料条例の一部を改正することについて		資料 有
目的・必要性	<p>令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、市民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。</p> <p>このことを受け、令和6年3月1日から「戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）」の附則第1条第5号に掲げる規定が施行され、次に掲げるサービスが可能となるため、秦野市手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものです。</p> <p>①今まで本籍地のみで交付が限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても可能になります（広域交付）。</p> <p>②他の行政機関への手続きの際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号（戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号）の発行が始まります。</p> <p>③届出等の書類をスキャンした画像情報（電子化された届書等情報）の内容に係る証明書についても、交付又は閲覧が可能となります。</p>		
経過・検討結果	<p>令和元年5月31日 「戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)」の公布（公布の日から起算して5年を超えない範囲において政令で定める日から施行）</p> <p>令和5年11月29日 「戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第336号)」の公布（令和6年3月1日を施行日とするもの）</p> <p>令和5年12月1日 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の閣議決定</p> <p>令和5年12月上旬 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令」の公布</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>秦野市手数料条例の一部を改正すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍謄本等の広域交付に伴い、現行の磁気ディスクに係る書面の用語を「戸籍及び除籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額（1通につき戸籍は450円、除籍は750円）とする。</li> <li>2 電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 戸籍に係る発行手数料の額は、1件につき400円</li> <li>(2) 除籍に係る発行手数料の額は、1件につき700円</li> <li>(3) (1)、(2)については、マイナポータル（マイナンバーカード所有者利用サイト）を利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とする。</li> </ol> </li> <li>3 戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額（交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円）とする。</li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年12月 令和5年12月市議会第4回定例会に条例改正議案提出</li> <li>2 令和6年1月 法改正の概要について事前案内（ホームページ、窓口等）</li> <li>3 令和6年3月1日 広域交付、電子証明書提供用識別符号発行等の開始 同日以降 制度概要、改正手数料の周知（広報はだの、ホームページ等）</li> </ol>

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、現行の磁気ディスクに係る書面の用語を戸籍証明書及び除籍証明書に改めること。
- (2) 電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、本市が徴収する手数料及びその額を定めること。
- (3) 戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧をすることができる情報に同情報を追加すること。

## 秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号中「磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第7号中「その他の書類」の次に「又は電子化された届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「法務省令」を「戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「受理又は」を「受理、」に改め、「記載事項」の次に「又は電子化された届書等情報の内容」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき 700円  
（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第 条に該当するとき又は同一事項の除籍の謄抄本若しくは除籍証明書と同時に請求するときは、無料）

別表第2第1項第3号中「磁気ディスクをもって調整された除籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき 400円  
（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第 条に該当するとき又は同一事項の戸籍の謄抄本若しくは戸籍証明書と同時に請求するときは、無料）

## 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>別表第 2（第 2 条関係）</p> <p>1 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）関係手数料</p> <p>(1) 戸籍の謄抄本又は<u>戸籍証明書</u>の交付手数料 1 通につき 450 円</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1 件につき 400 円（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定 する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治 省令第 5 号）第 条に該当するとき又は同一事項の戸籍の 謄抄本若しくは戸籍証明書と同時に請求するときは、無料）</u></p> <p><u>(4) 除籍の謄抄本又は除籍証明書</u>の交付手数料 1 通につき 750 円</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1 件につき 700 円（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定 する総務省令で定める金額等を定める省令第 条に該当す</u></p>	<p>別表第 2（第 2 条関係）</p> <p>1 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）関係手数料</p> <p>(1) 戸籍の謄抄本又は<u>磁気ディスクをもって調整された戸籍に 記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交 付手数料 1 通につき 450 円</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 除籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調整された除籍に 記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交 付手数料 1 通につき 750 円</p> <p><u>(4) (略)</u></p>

るとき又は同一事項の除籍の謄抄本若しくは除籍証明書と同時に請求するときは、無料)

- (7) 届出若しくは申請の受理、届書その他の書類の記載事項又は電子化された届書等情報の内容の証明書交付手数料 1 通につき 350 円
- (8) 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料 1 通につき 1,400 円
- (9) 届書その他の書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350 円

- (5) 届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書交付手数料 1 通につき 350 円
- (6) 法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料 1 通につき 1,400 円
- (7) 届書その他の書類の閲覧手数料 書類1件につき 350 円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 秦野市手数料条例の一部を改正することについて

### 1 条例改正の背景・経過

令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、市民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。

このことを受け、令和6年3月1日から「戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）」の附則第1条第5号に掲げる規定が施行され、次に掲げるサービスが可能となります。

- (1) 今まで本籍地のみで交付が限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても可能となります（広域交付）。
- (2) 他の行政機関への手続きの際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号（戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号）の発行が始まります。
- (3) 届出等の書類をスキャンした画像情報（電子化された届書等情報）の内容に係る証明書についても、交付又は閲覧が可能となります。

### 2 条例改正の目的

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、秦野市手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものです。

### 3 改正の概要

戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料（別表第2第1項関係）

- (1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、現行の磁気ディスクに係る書面の用語を「戸籍及び除籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等

の交付手数料と同額（1通につき戸籍は450円、除籍は750円）とする。

(2) 電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加する。

ア 戸籍に係る発行手数料の額は、1件につき400円

イ 除籍に係る発行手数料の額は、1件につき700円

ウ ア、イについては、マイナポータル（マイナンバーカード所有者利用サイト）を利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とする。

(3) 戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額（交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円）とする。

#### 4 施行期日

令和6年3月1日



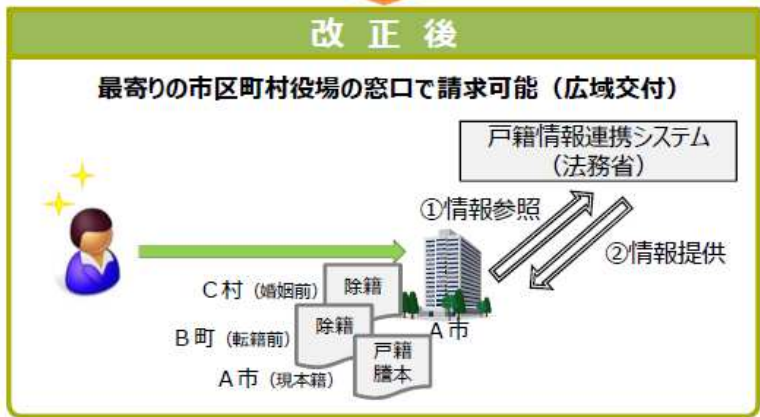
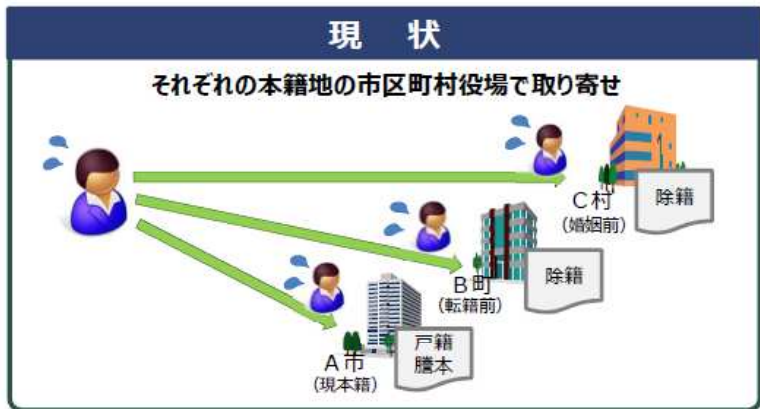
### 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは以下のとおり。

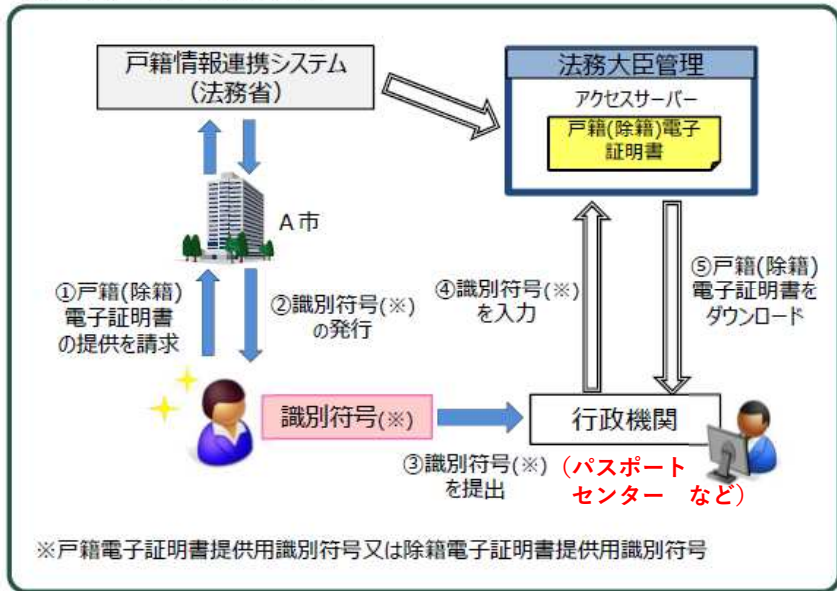
新規

改正

- ◆ 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）  
自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



- ◆ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）  
戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とする。



- ◆ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）
  - ・ 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
  - ・ 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。

改正



## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正内容は以下のとおり。

改正前			改正後		
事務の内容	根拠規定	手数料額	事務の内容	根拠規定	手数料額
戸籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第126条、第120条第1項、第126条	450円	戸籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第120条第1項、 <b>第120条の2第1項</b> 、第126条	450円 <改定なし>
戸籍の記載事項証明書の交付	<改正なし>				
(新規事務)	—	—	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	第120条の3第2項	400円(徴収しない場合あり)
除籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、第126条	750円	除籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、 <b>第120条の2第1項</b> 、第126条	750円 <改定なし>
除籍の記載事項証明書の交付	<改正なし>				
(新規事務)	—	—	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	第120条の3第2項	700円(徴収しない場合あり)
受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、第126条	350円(上質紙は1400円)	受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付、 <b>届書等情報内容証明書の交付</b>	第48条第1項、第2項、第117条、 <b>第120条の6第1項</b> 、第126条	350円(上質紙は1400円) <改定なし>
届書等の閲覧	第48条第2項、第117条、第126条	350円	届書等の閲覧、 <b>届書等情報の内容を表示したものの閲覧</b>	第48条第2項、第117条、 <b>第120条の6第1項</b> 、第126条	350円 <改定なし>



## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

### ■ 戸籍（除籍）提供用識別符号の発行に係る事務のうち、手数料を徴収しない場合について

以下に該当する場合は、手数料を徴収する事務から除く予定である。

- ① 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る（※）。）により戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍（除籍）電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）

※情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法（ただし、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行が、電子情報処理組織により自動的に特定したものを情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行われる場合に限る。

- ② 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍（除籍）電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍（除籍）電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍（除籍）の謄本若しくは抄本又は戸籍（除籍）証明書の請求を行う場合